

令和3年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	7
福祉生活病院常任委員会	1 1
地域づくり県土警察常任委員会	1 3

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 3年－10 (3. 5.17)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択について	鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島恒志 外	7 頁
総 3年－11 (3. 5.31)	総 務	新型コロナウイルスに係る国民・自治体への経済的・財政的支援を求める意見書の提出について	倉吉市 足羽佑太	8 頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 3年 - 13 (3. 6.11)	コロナ対策	精神疾患患者等の新型コロナウイルス感染症受入体制について	鳥取市 藪 田 優 大	11頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 3年 - 12 (3. 6. 9)	地域づくり	重要土地等調査規制法に反対する意見書の提出について	倉吉市 足 羽 佑 太	13頁
地 3年 - 14 (3. 6. 11)	地域づくり	東京オリンピックの中止又は再延期に係る意見書の提出について	倉吉市 足 羽 佑 太	16頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年-10 (3.5.17)	教 育	<p>ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択について</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国の関係機関に対し、2022年度政府予算編成において下記の事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。 また、さらなる少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 <p>▶陳情理由</p> <p>改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。</p> <p>そのうえ、文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。</p> <p>学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改</p>	<p>鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島恒志</p> <p>鳥取県教職員組合 執行委員長 井上匡央</p>	

総務教育常任委員会・陳情

		革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。		
3年-11 (3.5.31)	総務	<p>新型コロナウイルスに係る国民・自治体への経済的・財政的支援を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルスに係る国民・自治体への経済的・財政的支援を求める意見書を提出すること。</p> <p>▶陳情理由</p> <p>昨今の新型コロナウイルス感染症の感染者数の高止まりを受け、各地で緊急事態宣言が発出され、まん延防止等重点措置がとられるなど、事態はとても深刻で、人々は、数々の場面において自粛を強いられ、経済的にも、精神的にも疲弊している現実である。とりわけ、元々資力の弱い学生などは、一日に一食食べるかどうかという人もいるそうで、栄養面など心配されるところである。一部の大学等では、困窮する学生等に、多少の支援金を配ったそうだが、元々の学費も高額なものもあり、本当に大変そうである。</p> <p>また、一部の自治体では、住民に、地域で使える商品券を配るなど、住民には喜ばれているが、こうした財源は、自治体の一般会計・自主財源であり、財源には限界もある。</p> <p>鳥取では、知事を筆頭に、コロナ対策に頑張っておられると思う。鳥取方式の認証取得等で支援金が出されるなど、事業者さんには喜ばれているようだ。</p> <p>ただ、元々鳥取も財政力には余裕が少ない自治体である。国は、こうした自治体に、十分な支援金・交付金を手当てするとともに、困窮する住民等には、十分な額の給付措置を、かつて行った特別定額給付金のような形で、速やかに</p>	足羽佑太 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>行う必要がある。</p> <p>については、鳥取県議会として、新型コロナウイルスに係る国民への支援及び、経済的に打撃を受けている自治体への交付金措置を求める旨の意見書を、地方自治法第99条によって提出することを求め、陳情するものである。</p>		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年-13 (3. 6.11)	コロナ対策	<p>精神疾患患者等の新型コロナウイルス感染症受入体制について</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県において、精神疾患患者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、その特性に配慮して、次に掲げる項目を実現すること。</p> <p>1 病院への受入体制を整備すること。 2 精神疾患（障がい）等の度合いや特性に応じた支援体制を整備すること。</p> <p>▶陳情理由</p> <p>他の自治体において、精神障がいや精神疾患を理由に感染症指定医療機関等の専門機関への入院や精神科病院からの転院を拒否される事例が散見される。</p> <p>精神疾患患者の中には、マスク着用や隔離距離の確保が難しく、消毒液の誤飲のおそれもあり、感染防止対策の徹底を求めるについて健常者と異なる一定の配慮を要することから、感染症指定機関等でも一般の新型コロナウイルス感染症患者と同等に考えることは困難である。</p> <p>そのため、精神疾患患者等の命と健康を守るために、新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも迅速かつ適切な対応ができるように、感染症指定医療機関等と精神科病院及び行政の連携や、先立った支援体制の構築が重要である。</p>	藪 田 優 大 (鳥取市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年-12 (3. 6. 9)	地域づくり	<p>重要土地等調査規制法に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、重要土地等調査規制法に反対する意見書を提出すること。</p> <p>▶陳情理由 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(重要土地等調査規制法)が、今年6月1日、衆議院本会議で可決され、参議院で審議されている。 本法案は、第1条で、「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が、重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止する」ことを目的として定め、「基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め」ている。本法の骨子は、すなわち、 ① 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内を「注視区域」として指定し(第5条)、 ② その重要施設の施設機能が特に重要な特定重要施設の場合や、国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なものなどの場合、その区域を「特別注視区域」として指定することができる(第12条)。 ③ そして、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(第6条、第7条)や、土地利用户に対する報告の聴取(第8条)、注視区域内にある土</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

	<p>地等の利用者に対する勧告及び命令(第9条)、さらには、第9条に従わねば罰則もあるというのである。</p> <p>しかし、本法には、重大な問題がある。</p> <p>まず、本法は、政令に白紙委任されていることである。</p> <p>第2条の定義を読むと、「重要施設」とは、次に掲げる施設をいうとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域（第4項第1号において「防衛関係施設」という。） 2 海上保安庁の施設 3 国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの（第4項第3号及び第14条第2項第1号において「生活関連施設」という。） <p>「重要施設」には、生活関連施設が含まれるが、なにが国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある重要施設なのかは、政令に丸投げされており、恣意的な解釈のおそれがある。</p> <p>そして、本法の第7条第1項では、内閣総理大臣は、自治体の長に対し、土地等利用状況調査として、注視区域内にある土地等の利用者等に関する情報（氏名又は名称、住所その他政令で定めるもの）の提供を求めることができるが、これも政令に白紙委任されているのである。</p> <p>第2項で「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」とされているから、これは拒否する余地もない義務とされている。</p>	
--	---	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		<p>自治体の独立性を害し、また、個人の自己情報コントロール権、プライバシー権などを侵害するおそれがある。</p> <p>さらに、本法では、注視区域内の土地等の利用者等に対して、報告又は資料の提出を求めることが可能(第8条)、それを拒否した場合には、30万円以下の罰金を科すことができる(第27条)。</p> <p>第8条では、「当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる」というあいまいな規定のみであり「報告や、提出を求められる資料がなにを指すのか、どの範囲の報告や資料なのか」無制限であり、個人の活動などに対し、踏み込んだ調査などがなされ、思想・良心の自由などを侵害するおそれがある。</p> <p>本法案では、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為に関して、内閣総理大臣が、土地利用状況の調査や、利用者への報告の聴取、勧告及び命令ができる、これらに従わねば罰則もあるという。しかし、「機能を阻害する行為」がなんなのか、曖昧模糊とした規定であり、土地の自由な使用への実質的規制による財産権の侵害、思想・良心の自由への侵害になる可能性もある。</p> <p>想定されるのは、自衛隊施設などに関し、その反対運動をする人が、周辺にある自分の敷地内で座り込みをするような場合である。本来、自分の土地は自分のものである。仮に、このような行為について、土地利用状況の調査や、利用者への報告の聴取、勧告及び命令ができる、これらに従わねば罰則もあるというならば、財産権の侵害になるのはさることながら、表現者は、罰則を背景にこれらの表現行為が萎縮し、表現の自由に対する事実上の制約となるおそれもある。</p> <p>加えて、特別注視区域内の土地等の所有権移転契約について、内閣総理大臣への届出が義務付けられ(第13条)、違反には罰則を科すものとされている(第26条)。これは、財産権への制約につながるおそれがあろう。</p>	
--	--	---	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		<p>以上のとおり、本法は、個人のプライバシー権や、憲法の人権カタログの諸規定、「思想・良心の自由」(憲法第19条)、表現の自由(第21条)、財産権(第29条)などの人権を侵害するおそれがあり、また、法令に従わない場合刑罰を科されるが、どのような場合に法令違反になるのか、その定めがあいまいであることから、罪刑法定主義、デュープロセスに反するおそれもある。</p> <p>そもそも本法については、これまでに、重要施設への機能阻害行為が国内で確認された事例がないと政府が答弁し、立法事実そのものも揺らいでいる。</p> <p>安全保障を理由に、私権を著しく制限し、国民への監視を強める「国民監視法」であるといわざるをえず、容認・看過できない。</p> <p>鳥取県にも、自衛隊などの基地がある。県民も無関係ではない。については、本法に反対する旨の意見書を、貴議会として、地方自治法第99条によって提出いただきたく、陳情するものである。</p>		
3年-14 (3. 6.11)	地域づくり	<p>東京オリンピックの中止又は再延期に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、東京オリンピックの中止又は少なくとも再延期を求める意見書の提出をすること。</p> <p>▶陳情理由</p> <p>国民の命と健康、医療体制のこれ以上の逼迫の危険を考えれば、東京五輪は、少なくとも本年は開催すべきではない。これは、火を見るより明らかに、自明の理である。</p> <p>政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長も「今の状況でやるのは普通ではない」と言っている。本当にそのとおりである。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

	<p>実際、世論もそのように言っており、毎日新聞等が5月22日実施した全国世論調査によれば「中止すべき」が40%で最も多く、「再び延期すべき」は23%で、「中止」と「再延期」を合わせて6割を超えた。</p> <p>観客をいれずに対応しようとしても、世間の気分の高揚を受け、人の往来の増加が起こりうるし、仮にパブリックビューイングがなくなっても自宅などでの友人などを招いた観戦も増えるだろう。</p> <p>これまで、オリンピックのため尽力されてきた関係者の方、選手の方にとっては、痛恨の極み、断腸の思いだろうし、特に、これまで、人生をかけて練習をしてきた選手の方に思いをいたせば、この決断は、苦しい思いがある。しかし、変異株も蔓延し、ワクチン接種も進んでいない状況、しかもワクチンの効果も未知数な状況で、闇の中に突き進むのは、国民の生命を使ったギャンブル、実験で、なんとしても中止させなければならない。</p> <p>国際オリンピック委員会（IOC）のジョン・コーツ副会長は5月21日、緊急事態宣言下でも東京五輪を開催すると明言したそうだが、これは、国民世論と大きな開きがある。</p> <p>今、国民の生活は本当に苦しい。緊急事態宣言も出されているし、仮に解除されても、感染状況は、少なくとも「ゼロコロナ」にはならないはずである。コロナは、最初は本当に少人数だったのがここまで広がったように（ダイヤモンドプリンセスの頃、まだごく少数だった）、感染力が高い。</p> <p>東京では、6月10日、新規陽性の方が439人出たそうである。アクセルとブレーキと一緒に踏むような政策を続ける限り、改善は見込めない。</p> <p>オリンピック開催の有無は、県民の命と健康がおびやかされる重大な問題で、その中止又は再延期の決断は、公益性が高い。</p> <p>鳥取県議会の6月定例会は、7月5日まで。一方、東京</p>	
--	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

	<p>オリンピックは、7月23日から8月8日までの予定である。 反対の意見を上げるのは、まだ間に合う。</p> <p>県民の命と健康を守るために、党派・会派を超えて、オリンピックの、少なくとも現時点での開催は行わないことを求める意見書を、地方自治法第99条によって提出いただけるよう、陳情するものである。</p>		
--	--	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

